

ESG・SDGs UPDATE Vol.15

国際司法裁判所の気候変動に関する勧告的意見と日本企業への影響

2025年8月25日

弁護士 坂尾 佑平
弁護士 田中 太郎

目次

1. はじめに－「世界の法廷」が示した気候変動に関する初の司法判断
2. ICJとは？勧告的意見とは？
3. 本勧告的意見に至った経緯－国連総会からの諮問
4. 本勧告的意見のポイント
 - (1) 気候変動に関する国家の義務
 - (2) 義務違反の法的帰結
5. 日本企業への影響
6. 終わりに

1. はじめに－「世界の法廷」が示した気候変動に関する初の司法判断

2025年7月23日、国際司法裁判所（以下「ICJ」といいます。）は、気候変動に関する初の勧告的意見（以下「本勧告的意見」といいます。）を公表しました。本勧告的意見でICJは、気候変動を「あらゆる生命体と地球そのものの健全性を脅かす、地球規模の存立に関わる問題（an existential problem of planetary proportions that imperils all forms of life and the very health of our planet）」と位置づけ、裁判官15名の全員一致で、国家が気候変動対策を講じることは国際法上の義務であると示しました。

ICJの勧告的意見には法的拘束力はありませんが、国際法上、最も権威ある解釈を示すものとして、その影響力は絶大です。国家の気候変動に関する義務について初めて統一的な解釈を示した本勧告的意見は、今後の各国の気候変動対策の方向性に影響を与えることが予想され、企業のESG対応にとってもインパクトがあると言えるでしょう。

本稿では、本勧告的意見の背景や法的意義、国家の義務に関する判断を解説し、それが日本の政策や企業のESG対応にどのような影響を与え得るかを解説します。

2. ICJとは？勧告的意見とは？

ICJは、オランダのハーグにある国際連合（以下「国連」といいます。）の主要な司法機関で、国連の目的である国際的平和や安全の維持等に貢献しています。ICJは15名の裁判官で構成され、現在の所長は日本出身の岩澤雄司裁判官が務めています。

ICJ が担う主な役割は、① 国家間の紛争を裁判によって解決することと、② 国連機関からの諮問に応じて法律問題に「勧告的意見」を示すことです。ICJ はその判決や勧告的意見を通じて長年にわたり国際法の発展に寄与しており、その判断には高い権威が認められています。



ICJ による本勧告的意見の発表。（出典：[ICJ ウェブサイト](#)）

3. 本勧告的意見に至った経緯－国連総会からの諮問

本勧告的意見の発端は、太平洋の島国バヌアツの呼びかけでした。バヌアツは、気候変動に伴う海面上昇によって深刻な被害を受け、国家の存続そのものが脅かされている状況を打開するため、気候変動に関する ICJ の勧告的意見を求める国際的な運動を開始しました。この呼びかけは国際社会の幅広い支持を得て、2023 年 3 月、日本を含む 132 カ国もの共同提案により、[国連総会で ICJ に勧告的意見を要請する決議](#)が採択されました。

国連総会から ICJ に付託された質問は、以下の 2 点です。

国連憲章、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、パリ協定、海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）、相当の注意義務（デュー・ディリジェンスの義務）、世界人権宣言に基づく権利、環境に対する重大な損害の防止原則及び海洋環境を保護し保全する義務に照らし、

- ① **国家の義務**：諸国は、諸国及び現在・未来の世代のために人為的な温室効果ガスの排出から気候系及び環境のその他の部分の保護を確かなものとするため、どのような国際法上の義務を負うか。
- ② **義務違反の法的帰結**：作為・不作為により気候系及び環境のその他の部分に重大な損害を生じさせた場合において、
 - a. 諸国（特に、地理的条件や開発レベルのために、気候変動によって被害若しくは特別な影響を受けており、または気候変動に特に脆弱である小島嶼開発途上国を含む。）との関係で、及び
 - b. 気候変動の影響を受ける現在及び未来の世代の人々・個人との関係で、諸国のかかる義務の下での法的帰結はいかなるものであるか。

この ICJ 手続きには、ICJ 史上最多となる 91 の国家・国際機関が書面で陳述書を提出するなど、国際社会の並々ならぬ関心が寄せられました。日本も [陳述書](#) を提出したほか、[口頭陳述で見解を述べる](#) など、積極的に関与しました。



陳述する中村和彦地球規模課題審議官（当時）。（引用：[ICJ ウェブサイト](#)）

4. 本勧告的意見のポイント

本勧告的意見は裁判官の全員一致で採択され、気候変動対策に関する国家の義務が普遍的なものであることを強く印象付けました。本勧告的意見は、140 ページにも及ぶことから、以下では、特に重要なポイントを解説します。

(1) 気候変動に関する国家の義務

質問①に関し、ICJ は、国家が気候変動に関して負うべき法的義務の根拠と内容を明らかにしました。まず、本勧告的意見は、パリ協定のような気候変動条約だけでなく、国際人権法、海洋法、慣習国際法といった複数の国際法から、国家は気候システムを保護する法的義務を負うとの判断を示しました。

具体的には、以下の国際法上の義務が挙げられました。

- 環境に対する重大な損害を防止する義務：**国家は、自国の管轄権内での活動が気候に重大な損害を引き起こさないよう、「利用可能なあらゆる手段」を尽くす相当の注意義務（デュー・ディリジェンス）を負い、温室効果ガスの持続的な削減に取り組むことが求められます。
- 気候変動から人権を保護する義務：**ICJ は、気候変動が生命、健康、食料等への権利等広範な人権を脅かすことを認め、「清潔で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利」が他の基本的人権を享受するために不可欠であると指摘しました。これにより、国家は人権保護の一環としても、気候変動対策を講じる義務を負うことになります。
- 民間企業の排出を規制する義務：**ICJ は、国家の義務が民間企業による排出の規制にまで及ぶことを強調しました。国家は、法規制等を通じて企業の行動を管理する注意義務を負い、これを怠れば、その不作為が国際法上の義務違反となる可能性があります。

これらの義務は、国際社会全体に対する対世的義務（*erga omnes*）であることも確認され、特定の国だけではなく、全ての国が遵守を求められることになります。

(2) 義務違反の法的帰結

質問②に関し、ICJは、国家が上記のような気候変動に関する義務に違反した場合、当該義務違反は国際法上の違法行為に当たると示しました。例えば、化石燃料の生産、消費、探査許可の付与、または補助金の提供等を通じて、温室効果ガス排出から気候システムを保護するための適切な措置を講じないことは、国際法上の違法行為に該当すると指摘しています。

このような違法行為を行った国家は、その行為を停止し、将来繰り返さないことを保証する義務を負います。また、生じた損害に対しては、原状回復や金銭賠償等の賠償を行う義務が生じます。

さらに、こうした義務は上記のとおり、対世的義務であることから、直接被害を受けた国以外でも、第三国が違反国に対して責任を追及できる可能性があります。したがって、今後各国は、訴訟リスクを回避するためにも、気候変動への取組を一層強化することが予想されます。一方、個人が国家に直接責任を追及できるかは、個別の条約等における義務の規定内容によると示されました。

5. 日本企業への影響

本勧告的意見は国家の義務について述べたもので、企業に直接的な法的義務を課すものではありません。

しかし、国家には民間企業を規制する義務がある旨が示されたことから、今後、日本を含む各国が温室効果ガス排出規制を強化する方向に動くことが予想されます。具体的には、産業別の排出上限設定や、企業の気候関連情報開示・移行計画策定の義務化、さらには取締役の善管注意義務として気候リスクへの配慮がより明確に求められるなど、企業活動への規制が一層強化されることも可能性として想定しておくべきでしょう。

また、気候・ESG関連訴訟において、本勧告的意見は原告側にとって有力な論拠となり得るため、今後司法判断を通じて政府や企業に対策強化を促す動きが世界的に加速することも予想されます。

さらに、本勧告的意見が「清潔で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利」を強く支持したことで、EUの「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）」等のサプライチェーン人権保護法制とも相まって、気候変動緩和を怠ること自体が人権侵害の一形態として捉える考え方の浸透が進むことが予想されます。例えば、日本でも、2024年12月16日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議（第11回）で公表された「[「ビジネスと人権」に関する行動計画改定骨子案](#)」において、「新しい人権課題」として「環境と人権」という項目が示されており、2026年以降の行動計画では、環境と人権を結び付ける考え方が示されることが見込まれます。

6. 終わりに

本勧告的意見は、気候変動を単なる政治課題から、全ての国が果たすべき「法的義務」の領域へと引き上げた点で画期的な判断となりました。

特に、「清潔で健康的かつ持続可能な環境を享受する権利」が他の基本的人権の享受にとって不可欠と示したことは極めて重要です。企業活動による環境への影響は、単なる環境規制の問題ではなく、人々の生存や健康、幸福に直結する人権問題として再定義される時代が到来しています。

今後、日本企業は、自社の排出削減努力はもちろん、サプライチェーン全体で気候変動に悪影響を与えない体制を構築し、気候変動対策を人権デュー・ディリジェンスの中核要素として組み込み、ビジネスモデル全体を ESG の視点から見直すことが求められるでしょう。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。